

大阪市地域福祉基本計画 目次（案）の検討表

大阪市基本構想	大阪市地域福祉推進指針の目次構成	国の方向性	計画の骨子について	目次（案）
○暮らしたい、訪れたい、魅力あふれる大阪（平成17年3月） ・市民・企業・NPOなど、まちに関わるさまざまな人々が、まちづくりの主体となって力を出し合い、個性ある地域をつくり、安心して楽しく住み続けられる都市をめざす。 ・市民や企業、NPOなどが活躍できる環境を整え、自らのまちを支え、まちの魅力を高める活動を促進する。 ・大阪に暮らすだれもが互いに尊重しあい、地域に愛着を持って、ともに暮らし、ともに支えあうコミュニティを形成し、次世代をすこやかにはぐくみ、生涯を通じて心豊かにすごすことのできる地域社会づくりを進める	第1章 大阪市地域福祉推進指針の策定にあたって - 地域福祉計画から地域福祉推進指針へ - 大阪にふさわしい自治の仕組みへの移行期における地域福祉の推進 第2章 地域福祉の推進にあたって（地域福祉とは） - 基本的な考え方 - 地域福祉の具体化のための視点 - 地域福祉の担い手 - 地域福祉推進の方向性 第3章 地域福祉アクションプランの検証と更なる推進 - これまでの取り組み - これからの課題 第4章 いま求められている取り組み - みんなで支え合う豊かなコミュニティづくり - 支援が必要な人々へのつながりづくり - 災害時に備えた地域における支え合いの仕組みづくり - 地域福祉活動の担い手の層を厚くする取り組み - 多様な協働によるサービスの創出と地域づくり 第5章 福祉コミュニティを創出する仕組みの再構築 - 区や地域の実情に応じた区独自の福祉システムへの再構築 - 区民による自立的な地域福祉活動の実現 - 多様な中間支援組織との連携による地域福祉活動支援の強化 - 自律した自治体型の区政運営体制の再構築	地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現 「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様な複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による 把握及び 関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。 理念を実現するため、包括的な支援体制づくりに努める - 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備 - 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制 - 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制 地域福祉計画の充実 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の共通事項を定め、上位計画として位置づける。 ○計画に盛り込むべき事項（社会福祉法 107条） - 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項 - 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 - 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 【その他】 - 要配慮者の支援（避難行動要支援者） 高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿作成 - 生活困窮者の支援 生活困窮者に対し、生活保護受給に至る前の段階で早期に支援を行うとともに、必要に応じて生活保護受給者も活用できるようにすることにより、困窮状態からの早期脱却を図る - 障害者差別解消法 すべての人々が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現	○地域福祉を取り巻く現状と課題 - 少子・高齢化の進展 - 家庭機能の変化 - 価値観の多様化 - 社会経済状況の変化 →地域コミュニティの機能低下（人と人のつながりの希薄化） 福祉課題の複雑化・多様化・深刻化 【地域福祉を進めるための仕組みづくり】 - みんなで支え合う仕組みづくり ・地域での支え合い、助け合いの意識づくり ・みんなで協力し合える地域のつながりづくり ・誰もが地域活動に参加しやすい環境づくり - サービスを利用しやすい仕組みづくり ・相談支援体制の充実と人材の育成 ・権利擁護の推進 - サービス提供の充実のための仕組みづくり ・多様な福祉サービスの創出 ・福祉サービスの質の向上 ・社会資源の有効活用 【重点的に取り組む課題】 - 相談支援機関の連携や地域における見守り、支え合うことができる地域づくり 「地域福祉の担い手」としての市民、「福祉専門職」の育成・確保と「行政職員」の専門性の確保 「自分らしく生きる」ことを支える権利擁護	第1章 計画の考え方 - 市町村地域福祉計画の背景と趣旨 - 計画の位置づけ - 計画期間 - 計画の推進・評価の体制 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題 - 統計データ等からみる本市の現状と課題 - 地域福祉推進指針に基づく各区の取り組み状況と課題 第3章 基本計画で目指すもの - 計画の基本理念 - 地域福祉を進めるための仕組みづくり (1) みんなで支え合う仕組みづくり (2) サービスを利用しやすい仕組みづくり (3) サービス提供の充実のための仕組みづくり 第4章 重点取り組み - 総合的な相談支援体制の充実 (地域福祉コミュニティの育成) (要援護者の発見と地域における見守り体制の強化) (複合的な課題を抱えた方への支援体制の充実) - 福祉人材の育成・確保 (地域福祉の担い手について) (福祉専門職について) (行政職員について) - 権利擁護の取り組みの充実 (虐待防止について) (成年後見制度の利用促進について)
平成29年度市政運営の基本方針				
○めざす姿 ・地域において、多様な活動主体が「自らの地域のことは自らの地域が決める」という意識のもと、相互に理解し信頼し合いながら協働して豊かなコミュニティが形成されること、さらにこれらの活動主体と行政とが協働して「公共」を担う、活力ある地域社会の実現をめざす。 ○具体的な取り組み ・子どもの成長を社会全体で支えるため、NPOや市民・地域団体など多様な主体と連携するとともに、子どもの安心・安全を守れるよう、子どもの貧困に関する実態調査を踏まえた取り組みや、児童虐待防止体制の強化を行う。 ・元気な高齢者がこれからも元気で居ていただくため、地域でのつながりの拡大や健康寿命の延伸などを図る。 ・市民ニーズにきめ細かく応えるよう、市民にもっとも身近な区政については、ニア・イズ・ベターを徹底し、区長の責任と権限のもと、地域の実情に即した特色ある施策を展開する。				